

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年4月20日（令和5年（行情）諮問第329号）

答申日：令和5年9月21日（令和5年度（行情）答申第298号）

事件名：行政文書ファイル「令和元年度移駐・新編部隊受入れ支援（3年）」
につづられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「令和元年度新編・移駐部隊受入れ支援実施に関する宮古警備隊後方支援隊一般命令（宮古警後支般命第7号。2. 2. 20）（3枚目を除く。）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年2月1日付け防官文第1728号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

決定通知書第2項記載の各不開示部分はいずれも、法5条各号に規定される不開示情報に該当しないと考える。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「Webサイト「e-Gov」で公開されている行政文書ファイル管理簿に登載されている行政文書ファイルの内、「令和元年度移駐・新編部隊受入れ支援（3年）」と題する行政文書ファイル（府省名が防衛省，作成・取得年度等が2019年度，大分類が防衛，中分類が防衛，作成・取得者が防衛省陸上自衛隊西部方面隊第15旅団宮古警備隊後方支援隊長，起算日が2020年4月1日，保存期間が3年，保存期間満了日が2023年3月31日，媒体の種別が紙，保存場所が書棚，管理者が防衛省陸上自衛隊西部方面隊第15旅団宮古警備隊後方支援隊長，保存期間満了時の措置が廃棄であるもの）に編綴された行政文書すべて。」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、「令和元年度新編・移駐部隊受入れ支援実施に関する宮古警備隊後方支援隊一般命令

(宮古警後支般命第7号。2. 2. 20)」(特定文書)を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和4年5月19日付け防官文第9724号により、特定文書の3枚目について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分を行った後、令和5年2月1日付け同第1728号により、特定文書の3枚目を除く部分(本件対象文書)について、法5条3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分)を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、上記第2の2のとおり、原処分の取消しを求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものである。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年4月20日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年5月15日 審議
- ④ 同年7月24日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年9月14日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

処分庁は、本件対象文書の一部を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 自衛隊の組織及び編成並びに運用に関する情報

別表の番号1及び3に掲げる不開示部分には、自衛隊の組織及び編成並びに運用に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分を公にすることにより、自衛隊の態勢及び運用要領が推察さ

れ、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 国の機関の事務に関する情報

別表の番号2に掲げる不開示部分には、内線番号が記載されていることが認められる。

当該部分を公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦, 委員 常岡孝好, 委員 野田 崇

別表

番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	1 枚目， 4 枚目， 6 枚目， 10 枚目， 12 枚目， 14 枚目及び24 枚目のそれぞれ一部（1 枚目の内線番号を除く。）	自衛隊の組織及び編成に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の態勢が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。
2	1 枚目の内線番号	国の機関が行う事務に関する情報であり，これを公にすることにより，偽計等の対象とされ，緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど，国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
3	4 枚目， 6 枚目， 12 枚目， 14 枚目， 20 枚目， 23 枚目及び24 枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の運用要領が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。